

Tシャツ等のイラストデザインにつき「翻案」の差止請求が認められた事例 －眠り猫イラスト事件

大阪地裁平成31年4月18日判決（平成28年（ワ）第8552号著作権侵害差止等請求事件）

知的財産法研究会
弁護士・弁理士 辻村 和彦

第1 事案の概要

本件は、原告イラストをデザインした原告が、被告イラスト1ないし20の一部が描かれたTシャツ等を製造販売している被告に対し、①被告イラストは、原告イラストを複製又は翻案したものであり、上記Tシャツ等の製造は原告の複製権又は翻案権を侵害すること、②上記Tシャツ等の写真を被告が運営するホームページにアップロードしたのは、原告の公衆送信権を侵害すること、③さらに被告が原告イラストを複製又は翻案し、原告の氏名を表示することなく上記Tシャツ等を製造等したのは、原告の同一性保持権及び氏名表示権を侵害することを主張して、被告イラストの複製、翻案又は公衆送信の差止め、被告イラストを使用した各物品の廃棄並びに被告イラストに関する画像データ及び被告が運営するホームページの被告イラストが掲載された各物品の表示の削除、原告の損害の一部である1000万円の賠償及びこれに対する訴状送達日の翌日である平成28年9月9日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めるとともに、謝罪文の掲載を請求した事案である。

第2 原告イラストについて

原告イラストは以下のとおりである。



原告は、平成23年9月までに原告イラストを作成し、同月18日以降、「Hoimi」等のTシャツ販売サイトに原告イラストを登録し、希望する者がTシャツ販売サイトに依頼すれば、同サイトを通じ、原告イラストを正面に印刷したTシャツを購入できるようにした。

なお、「Hoimi」はデザイナー又はデザイナーを目指す人を応援することを目的とするサイトとされ、利用するためには審査を受けてデザイナーとして登録することが必要であり、Tシャツが販売されると、デザイナーは、そのランクに応じた報酬を受け取ることができる。

第3 被告イラスト1ないし20及び被告の行為について

1 被告イラスト1ないし20

被告イラスト1ないし20は以下のとおりである。被告イラスト1ないし4、5ないし8、9ないし12、13ないし16及び17ないし20は、それぞれ同一図柄を白黒反転あるいは左右反転させたものである。

